

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人への差別をあおる、いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっている。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

さらに、平成26年8月28日に国連人種差別撤廃委員会が採択した日本政府に対する最終見解では、ヘイトスピーチを監視し対処するための措置が、抗議する権利を奪う口実として使われるべきでないとして述べつつも、ヘイトスピーチ等から保護する必要がある社会的弱者の権利を擁護する重要性を指摘している。

また、最高裁判所は平成26年12月9日付けの決定で、ヘイトスピーチを行った団体の発言を人種差別撤廃条約で禁じられた人種差別に該当すると認定するとともに、同団体の示威活動等の行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えているとして、この行為の差し止めを命じた下級審判決に対する上告を棄却し、確定させたところである。

このような国内外の情勢を踏まえ、今国会において、「人種差別撤廃施策推進法案」が審議されている。国におかれては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を速やかに講じられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日

島根県雲南市議会